

令和3年

第1回市議会定例会 議案第46号

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月25日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項中「除く。）」の後ろに「もしくは大学院」を、「学科」の後ろに「，研究科」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、心理療
法担当職員の資格に関する規定を整備するため